

(文書処理上の記事)	文書番号	第109号	添書
国会本会議場における大臣 席次については、おつて決 定することいたしたい。	受付	昭和年月日	校訂
	起案	昭和40年6月1日	
	決裁(供覧)	昭和40年6月15日	発送
	施行	昭和40年6月16日	

内閣総理大臣

内閣官房長官

内閣官房副長官

首席内閣参事官

内閣参事官

事務官

起案者  
内閣  
係  
電話番号

(件名) 佐藤改造内閣における閣僚の席次に  
ついて (宮中)

今回の内閣改造後の各閣僚(総理を除く。)の  
席次は、次の各号によることいたしたい。

1. 宮中ににおける席次

宮中ににおける国務大臣の席次は、宮中席次暫定規  
程第3条によれば、内閣が走る国務大臣の順位が  
あるときはこれによることになつて、よつて先例になら

内閣

めくれず

国務大臣の宮中席次<sup>並</sup>、年齢順によって定めることとする。  
(別紙1)

2. 宮中行事以外の諸行事における席次

全閣僚の国務大臣としての在職日数及び同議員在職日数についてそれを各閣僚の合体にして割合を合計した数値の順位によつて定める。ただし、内閣官房長官及び総理府総務長官としての在職日数(総務長官については、国務大臣として見てらる以前)は、之分の1/1に減算してこれを国務大臣在職日数として取り扱う。(別紙2)  
なお、決裁の上は、下寮により宮内庁式部殿式部副長あて通知することいたしたい。

某

署  
号

昭和40年 6月16日

宮内庁式部殿式部副長あて

内閣官房内閣参事官室  
首席内閣参事官

佐藤改造内閣における国務大臣の宮中における席次について

標記について、宮中席次暫定規程第3条第2号ハ

めくれす

規定する国務大臣の位置が別紙のとおり記入されましたが、  
したので通知します。

(別紙として別紙1を添付のこと。)

めくれず

裏面白紙

内閣

佐藤内閣席次（案）

（改造内閣（四〇、六、三現））

大臣名 氏名

内閣總理大臣

國務大臣	國務大臣	農務大臣	通商大臣	勞働大臣	建設大臣	運輸大臣	郵政大臣	文部大臣	外務大臣	自農大臣	國務大臣	法務大臣
佐藤大臣	内閣總理大臣	石井大臣	中野大臣	福原大臣	中村大臣	山村大臣	上田大臣	永田大臣	梅村大臣	大庭大臣	林田大臣	佐藤大臣
佐作光次郎	一郎則吉	英一郎	栄一郎	梅悦三郎	正忠三郎	愛忠三郎	忠一郎	英一郎	正一郎	則吉	大庭大臣	佐藤大臣
（備考 年令順による席次）												

内閣

裏面白紙

368

## 第49回国会における大臣席

議場

演

裏面白紙

(昭二五、七、一宮内庁長官通知)

270

官中席次暫定規程  
第一条 当分の間、宮中における席次（以下席次といふ。）は別表の順位とする。

第二条 席次は必要により宮中以外の儀式で、天皇の臨席せられる場合にも、これを準用する。

第三条 経歴その他特別の事由がある者の席次は、別表の順位にかかわらず、これを定めることができる。

第四条 別表の二から九までに掲げる者が退職したときは、内閣総理大臣の定める基準により特別の席次を定めることができる。

第五条 同順位者の間の席次は、第四条及び第五条に規定するものを除き、左の各号による。

一 別表の三、五、六、七、九、十三及び十四に掲げる者については、二号から四号までの適用を受ける場合を除き、その職についた日の前後、その職についた日が同じときは、生年月日

二・国務大臣については、内閣の定めた順位があるときはその順位  
三・別表の六、七及び九に掲げる者で同一の庁に属し、かつ同時に任命せられた者については、その庁の定めた順位があるときは、その順位

但し他の庁に属する者が同日に任命せられたときはこの限りでない。

四・都道府県知事については、全国都道府県知事の連合組織の定めた順位があるときは、その順位

第四条 別表十五に掲げる公務員の間の席次は、左の各号による。

一・一般俸給表により俸給を受ける國家公務員については、職務の級の上下、職務の級が同じときは、俸給の額の高低、俸給の額が同じときは、その俸給を得た日の前後、その俸給を得た日が同じときは、前に受けていた俸給の額、前に受けていた俸給の額が同じときは、生年月日

二 特別俸給表により俸給を受ける国家公務員については、法令の定めるところにより一般俸給表の調整した職務の級及び俸給の額に基いて前号を準用する。

三 特別職の職員にある者及び地方公務員については、経歴俸給等に基いて別に定める。

第五条 同一の庁に属する者のみの場合における席次は、その庁の定めた順位があるときは、その順位による。

第六条 位歎による席次は、叙位又は叙歎の日の前後、その叙位又は叙歎の日が同じときは、前に受けていた位又は歎の順位前に受けていた位又は歎のないときは、生年月日による。

第七条 同一の者が二以上の席次をもつときは、その高い席次による。但し特定の席次により順位を定める必要があるときは、この限りでない。

第八条 転職により引続き同順位の職についた者の席次は、前にもつ

裏面白紙

つていた席次による。

2 前項の規定は、議員の再選について、これを準用する。

第九条 妻の席次は夫の次とする。

裏面白紙

274

別表

- 一、大勲位
- 二、菊花章頸飾
- 三、菊花大綬章
- 四、内閣總理大臣
- 五、衆議院議長、參議院議長
- 六、最高裁判所長官
- 七、國務大臣
- 八、衆議院副議長、參議院副議長、最高裁判所判事、會計檢查院長、  
官內府長官
- 九、特命全權大使、檢事總長
- 十、侍從長
- 十一、認証官、國家公安委員
- 十二、勳一等旭日桐花大綬章

- 十一、従一位
- 十二、勲一等
- 一、旭日大綬章
- 二、宝冠章
- 三、瑞宝章
- 十三、衆議院議員、参議院議員
- 十四、都道府県知事
- 十五、公務員

正二位以下有位者  
勲二等以下有勲者

備考  
正二位以下勲三等までは十二級職の次  
正四位以下勲八等までは九級職の次  
位勲の順位は正二位従二位勲二等へ旭日重光章二、宝冠章三、瑞宝章)として三位以下之に準ずる。